

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載することができるものは、次の各号のいずれかにかに該当するものとする。

- (1) 町が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 町のホームページ
- (3) 町の構築物
- (4) その他広告掲載が可能と認められるもの

(広告掲載の基準)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なう恐れのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝に関するもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 社会問題等についての主義主張に関するもの
- (5) その他広告として妥当でないと町長が認めるもの

(広告の掲載位置、件数及び掲載料)

第4条 広告の掲載位置、件数及び掲載料、その他必要事項は、広告媒体ごとに町長が別に定めるものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 町長は、町広報誌、町ホームページその他の方法により広告掲載希望者を募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者(以下「広告申込者」という。)は、広告媒体ごとに定める広告掲載申込書により、申込みをするものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、前条の申込書を受理したときは、申込期間終了後速やかに広告掲載の可否を決定し、広告申込者に通知しなければならない。

2 広告掲載の申込みが募集件数を超えた場合には、次の各号に定めるところにより掲載の可否を決定する。

- (1) 町内事業者の広告掲載の申込み数が募集件数を上回った場合 町内事業者の申込者のみを対象として、抽選により掲載の可否を決定する。
- (2) 町内事業者の広告掲載の申込み数が募集件数と同じだった場合 町内事業者の申込者全部の広告掲載を可とする。
- (3) 町内事業者の広告掲載の申込み数が募集件数に満たない場合 町内事業者の申込者全部の広告掲載を可とし、募集件数から町内業者の申し込み数を差し引いた部分について、残りの申込者の可否を抽選により決定する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成19年要綱第32号)

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則(平成31年要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。